

発議第 4 号

福島第1原発にたまる処理水の海洋放出中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和5年9月13日

提 出 者

八雲町議会議員 佐藤 智子

賛 成 者

八雲町議会議員 横田 喜世志

八雲町議会議長 千葉 隆 様

福島第1原発にたまる処理水の海洋放出中止を求める意見書

政府は東京電力福島第1原発にたまる処理水の放出を8月24日から始めることを決めた。福島第1原発では、汚染水を多核種除去設備（ALPS）で浄化した処理水が、毎日約90トンのペースで発生している。この処理水の放射性物質トリチウムの濃度が国の基準の40分の1未満になるように海水で薄めて沖合に放出される。

政府及び東京電力は、2015年、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と約束したが、この度の決定はその約束を公然と投げ捨てるものである。

全漁連は「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と明言している。処理水の放出に反対している道漁連の阿部国雄会長は「漁業者の将来に対する不安を払拭するため影響を注視していく必要がある」とのコメントを出した。処理水の放出に反対する中国は日本からの輸入水産物に対する放射性物質の検査を強化しており、日本からの冷蔵品の輸出は事実上不可能となっている。函館税関では7月のホタテやナマコの中国向け輸出額が昨年より大きく落ち込んでいることを報告している。（8月23日付け北海道新聞）

香港や韓国、太平洋島しょ国からも懸念の声が上がっている。日本の海は世界と繋がっており、処理水の放出は世界の海を汚染することにもなる。

水産物の風評以外にも加工・輸送・卸業・観光など地域経済に大きな影響をもたらす。

道内水産業への影響は道南、そしてわが町のホタテやナマコ等の輸出へ影響が及ぶことは目に見えている。

よって、国と東京電力は直ちに処理水の海洋放出を中止し、福島第1原発にこれ以上、処理水がたまらないような手立てを取るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣